

# 第100回市町村セミナー 厚生労働省行政説明 「計画相談支援における現状と厚生労働省の取組」

平成25年11月29日(金)

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

### 第22条

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(支給要否決定等)

(法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第12条の2 法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第20条第1項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

### 附則

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第5条 平成27年3月31日までの間は、第12条の2及び第34条の36の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする。

※児童福祉法児に基づく障害児通所給付を受ける場合も同様の規定がある。

# いわゆる「セルフプラン」について

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

### 第22条

- 5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

- 第12条の5 法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

# サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

## 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他



サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

## サービス事業者

## サービス事業者

アセスメント

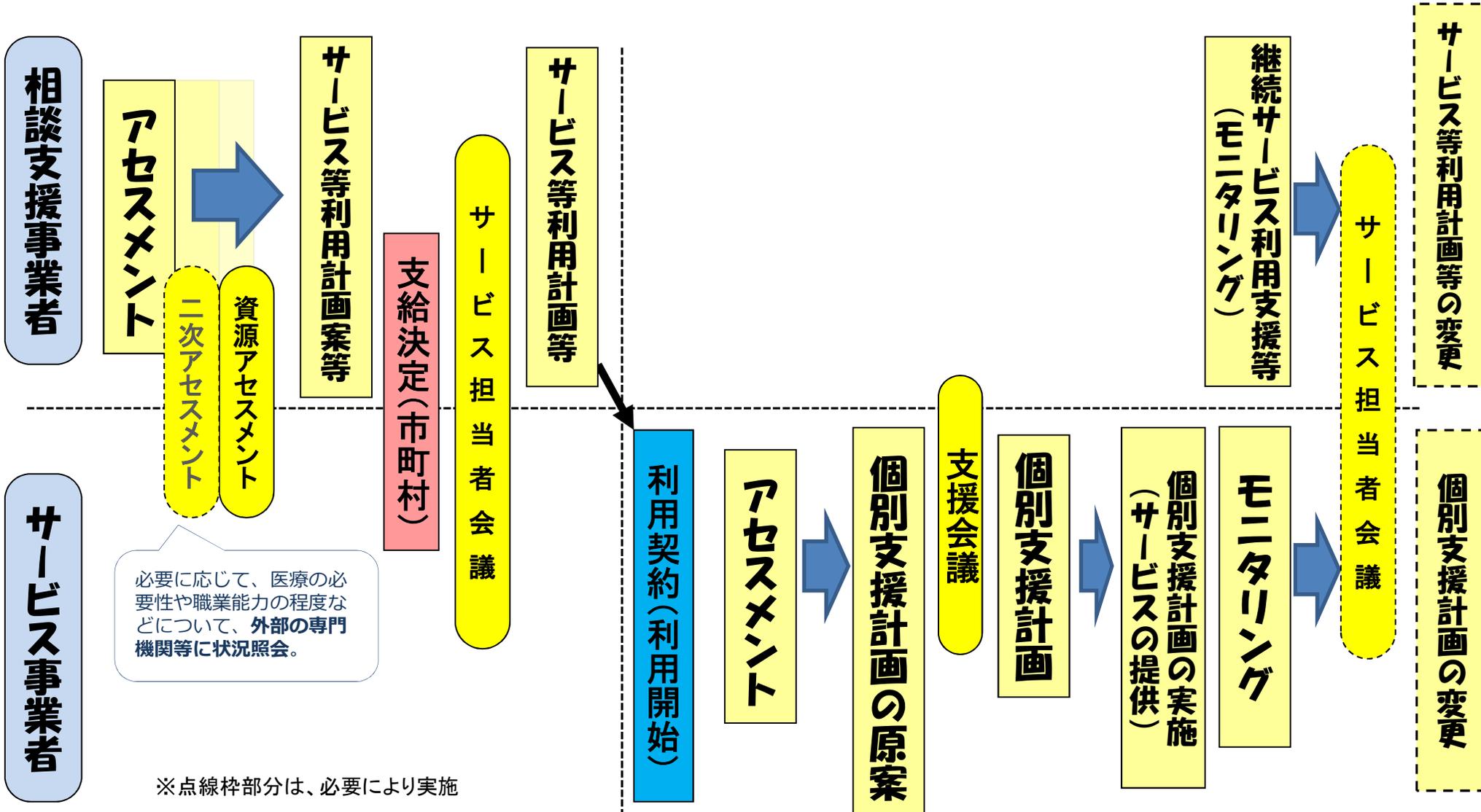
- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他



個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

# 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係



# 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

## 1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。

## 2 モニタリング期間の設定(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び以下の標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

### 標準期間

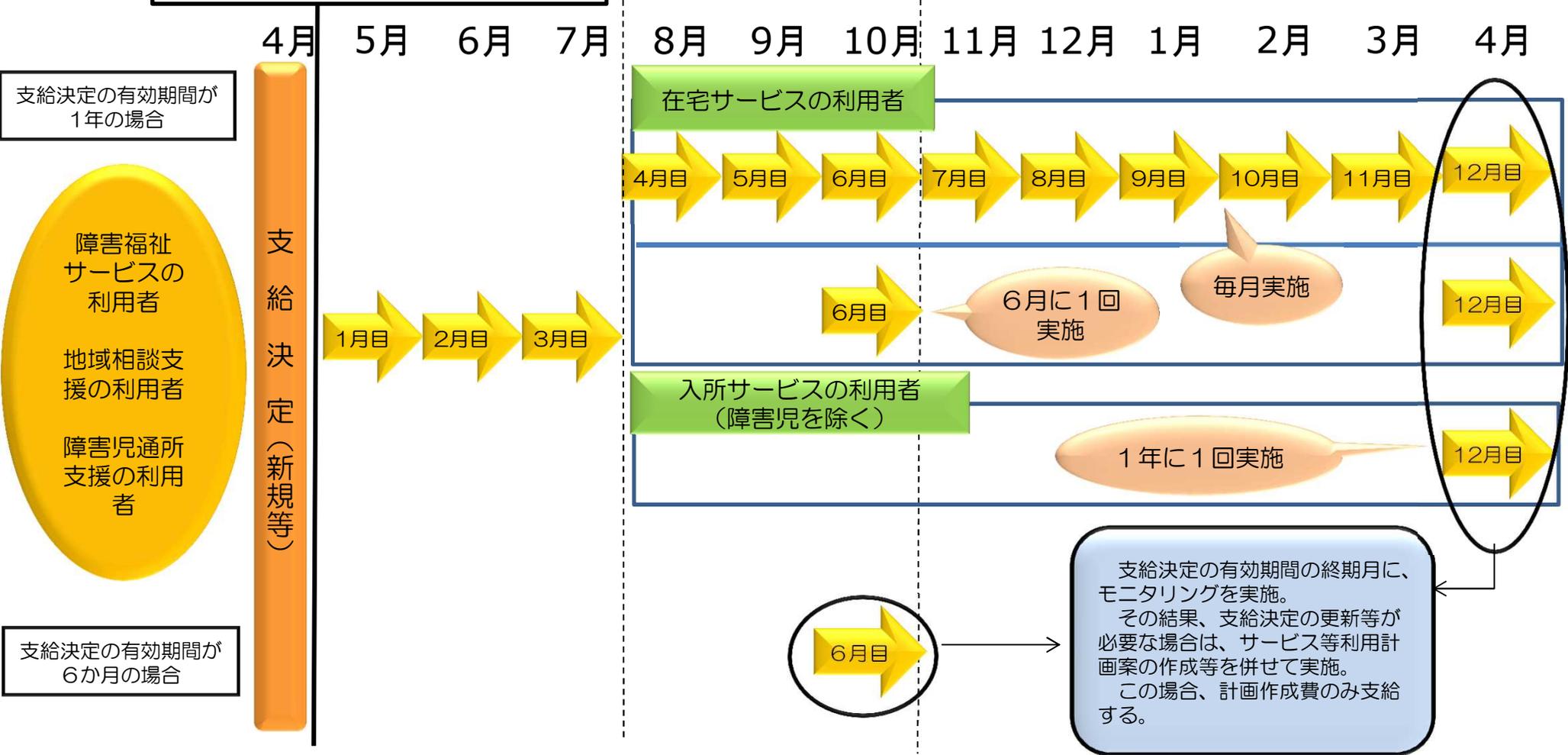
- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く
  - ア 以下の者(従前の制度の対象者) → 毎月
    - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
    - ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
    - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)
  - イ ア以外の者 → 6ヶ月ごとに1回
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援※①及び④を除く → 1年ごとに1回
- ④ 地域移行支援、地域定着支援 → 6ヶ月ごとに1回

# モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。

5月1日に新規に利用開始する場合の例

11月1日



障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



### ① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)  
研修事業の充実

### ② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
  - ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
  - ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
  - サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
  - 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

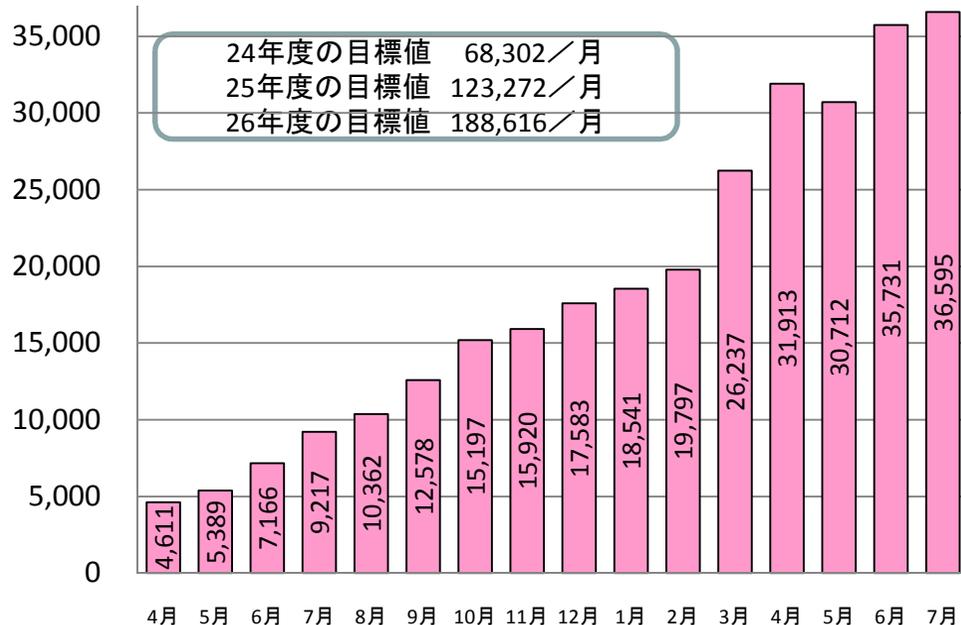
### ③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

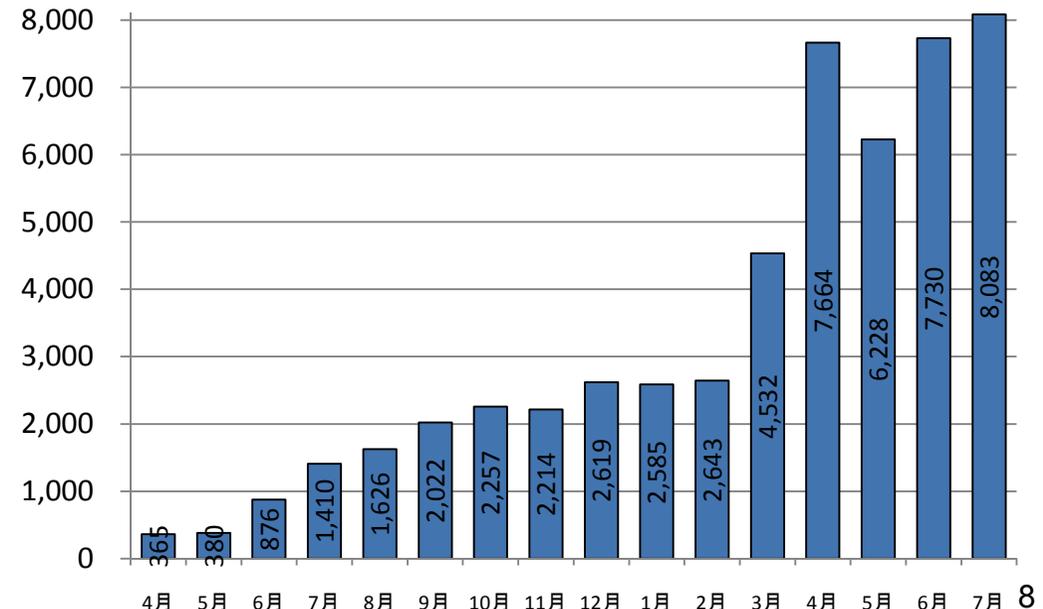
# 計画作成件数の見込みと実際の推移

- 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。
  - 障害福祉サービス利用者 67.7万人、障害児支援利用者 13.1万人(H25.7月)
  - 障害福祉計画(H24~H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から全例に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。
- 一方、平成25年7月を見ても月3.7万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

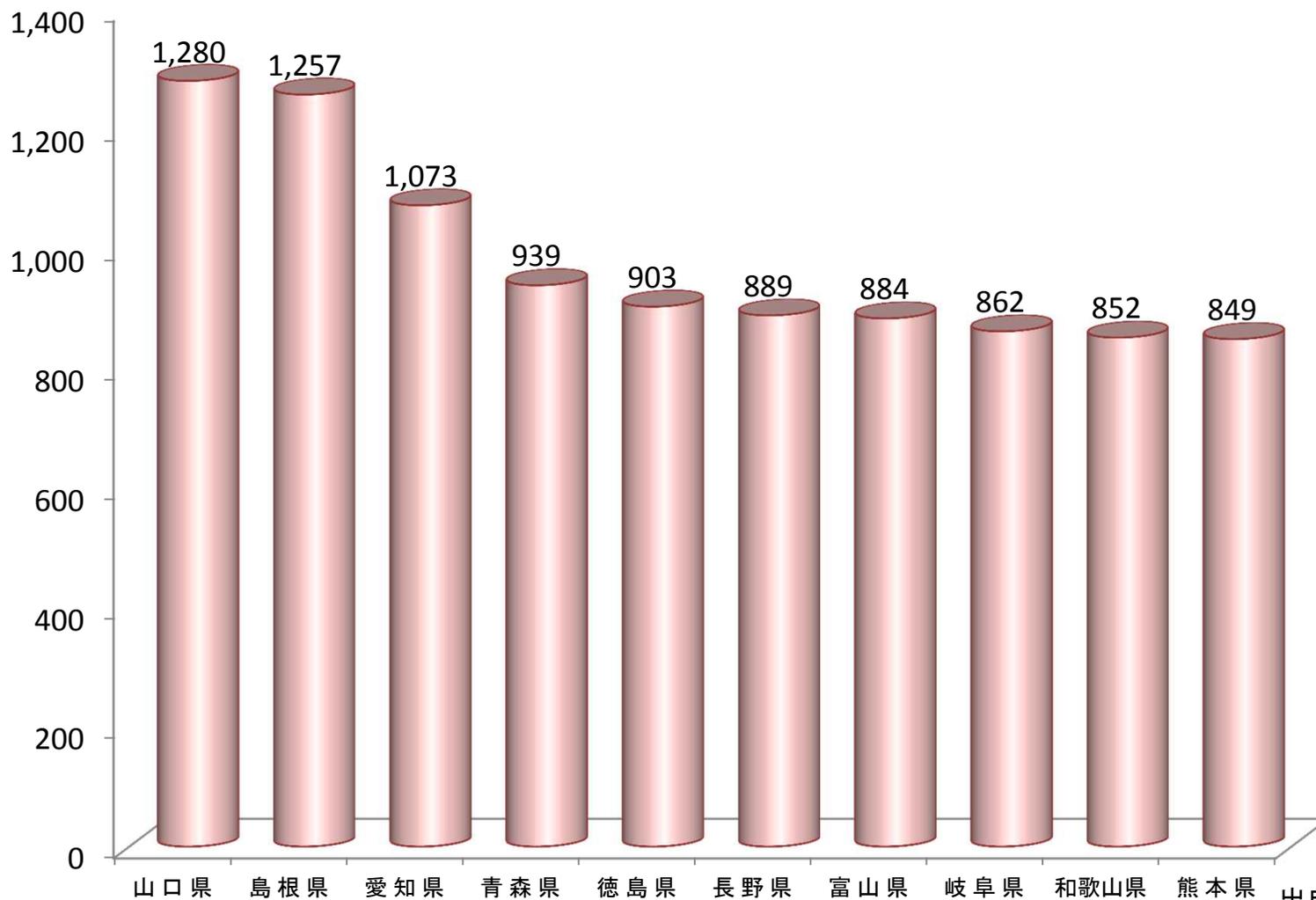
## 計画相談支援



## 障害児相談支援



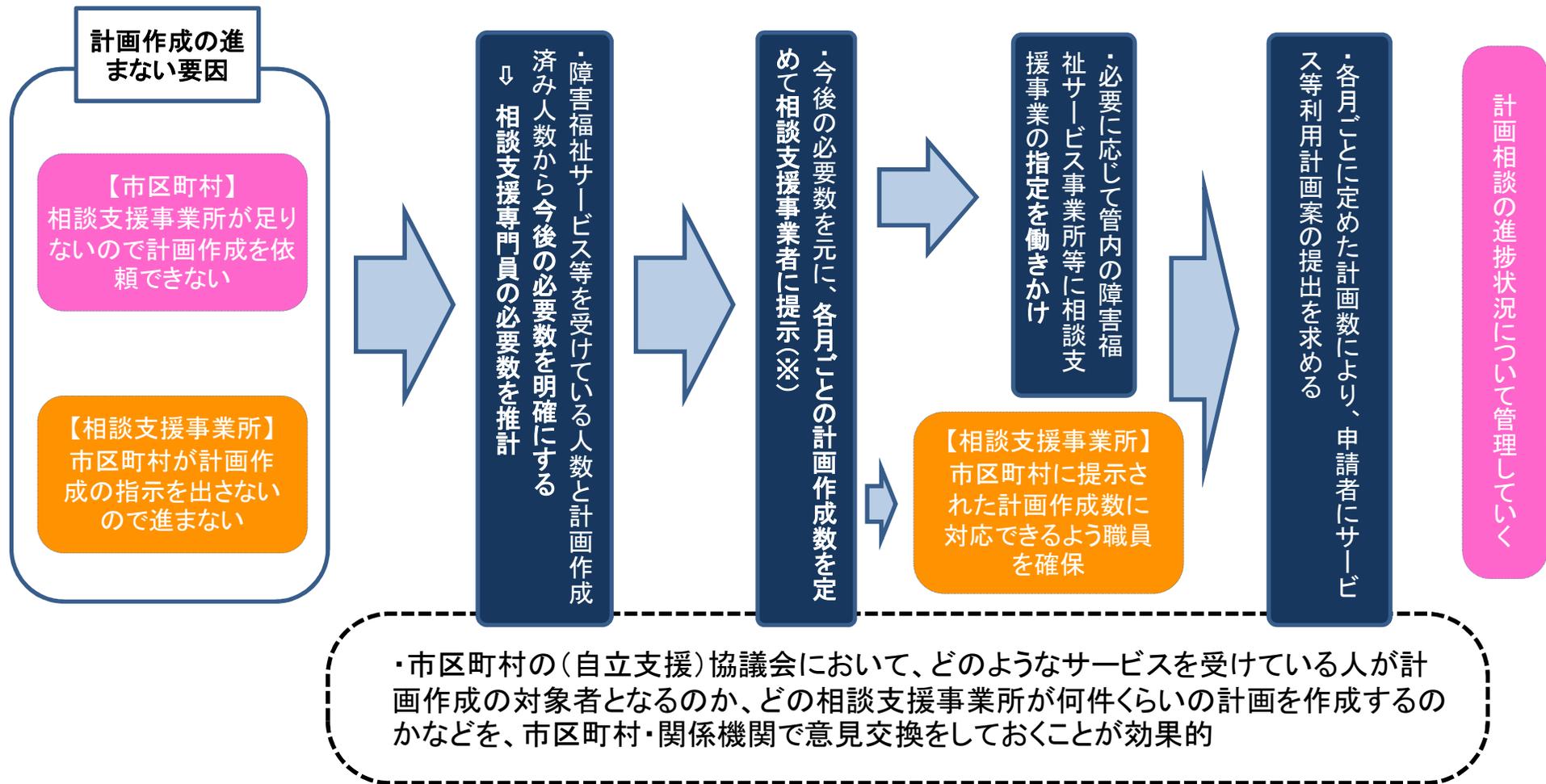
○障害福祉サービス等の利用者1万人当たりの計画相談支援の利用者数



順位	都道府県	実績
1	山口県	1,280
2	島根県	1,257
3	愛知県	1,073
4	青森県	939
5	徳島県	903
6	長野県	889
7	富山県	884
8	岐阜県	862
9	和歌山県	852
10	熊本県	849

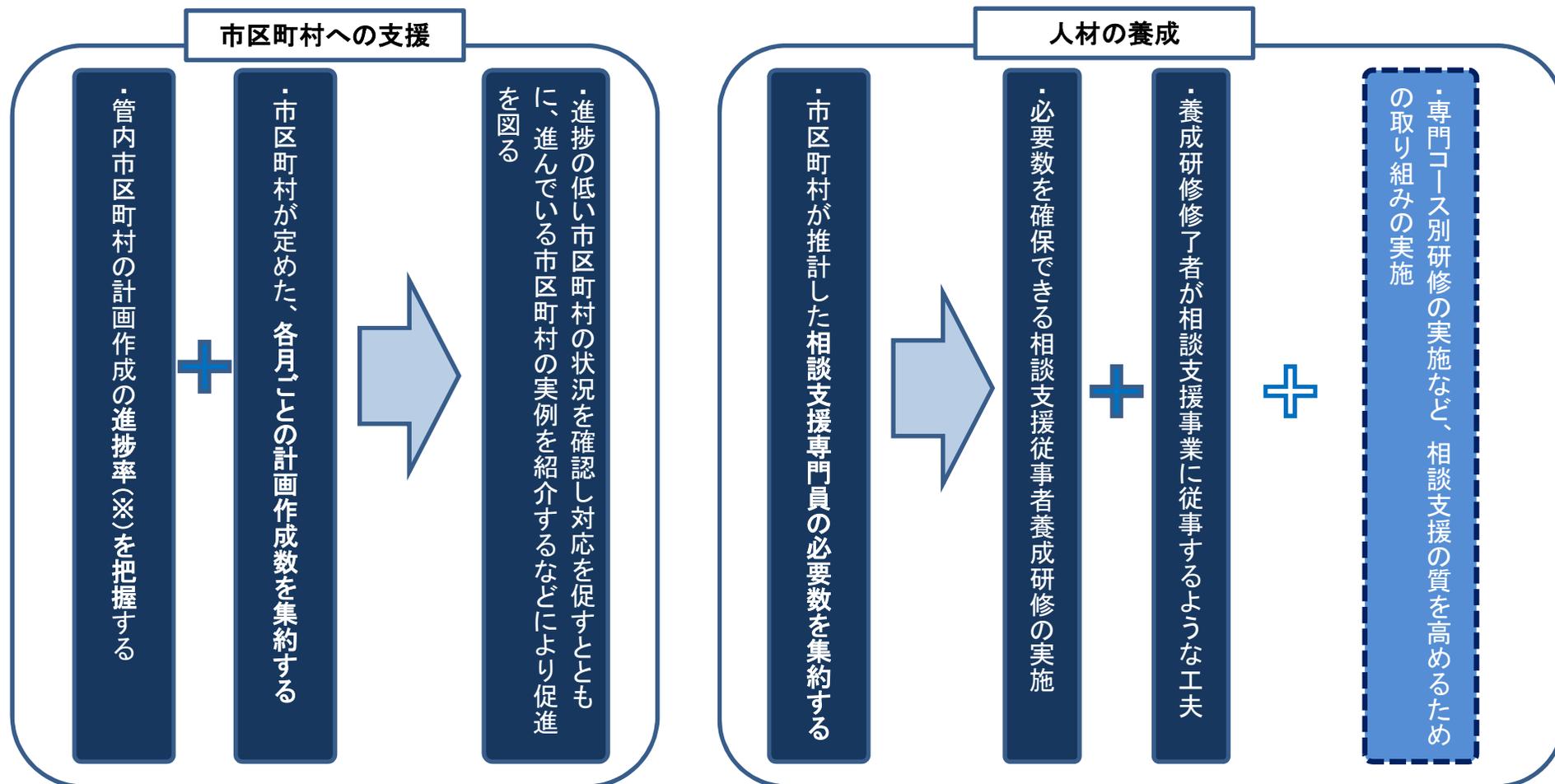
出典：国保連データ（平成25年7月分）

# 計画相談を促進するための対応(市区町村)



※ 各月が困難であれば四半期など適切な期間を設定

# 計画相談を促進するための対応（都道府県）

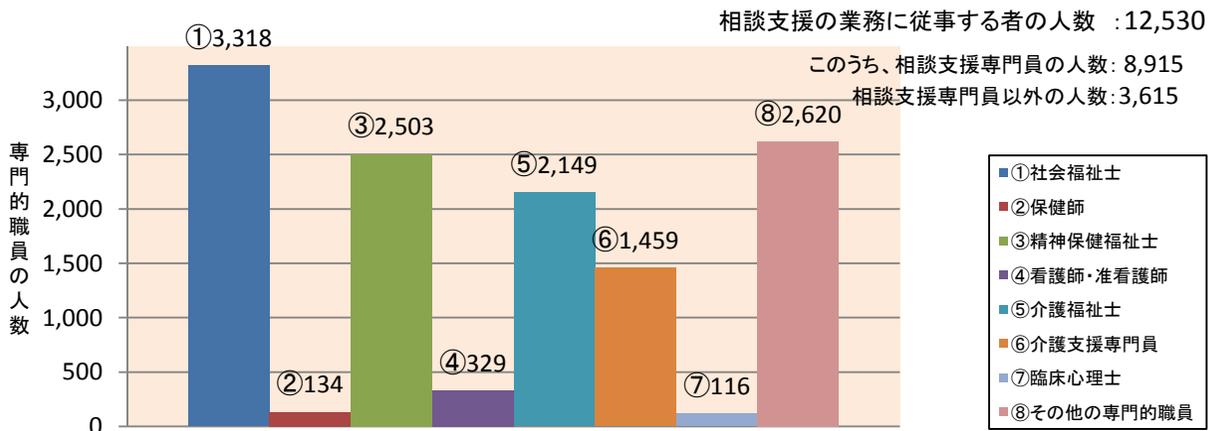


都道府県(自立支援)協議会において、人材養成の方針などについて協議する場を設けることが望ましい

※ 進捗率 = (計画が作成されている人数) / (サービス等利用計画案作成対象者)

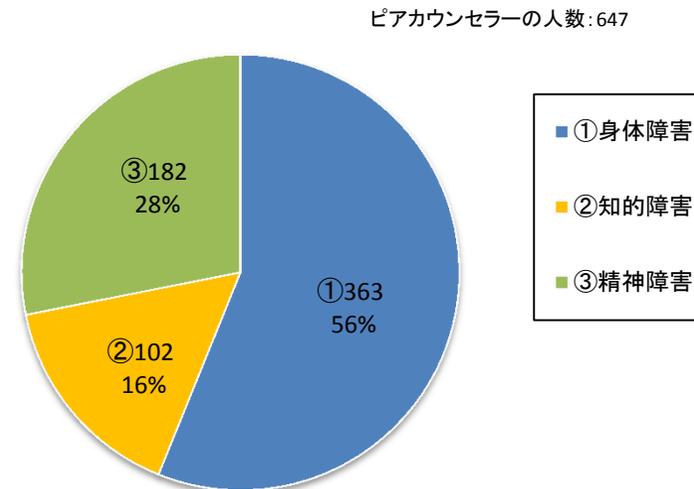
# 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について(25年4月1日現在)

## 指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている専門的職員の人数

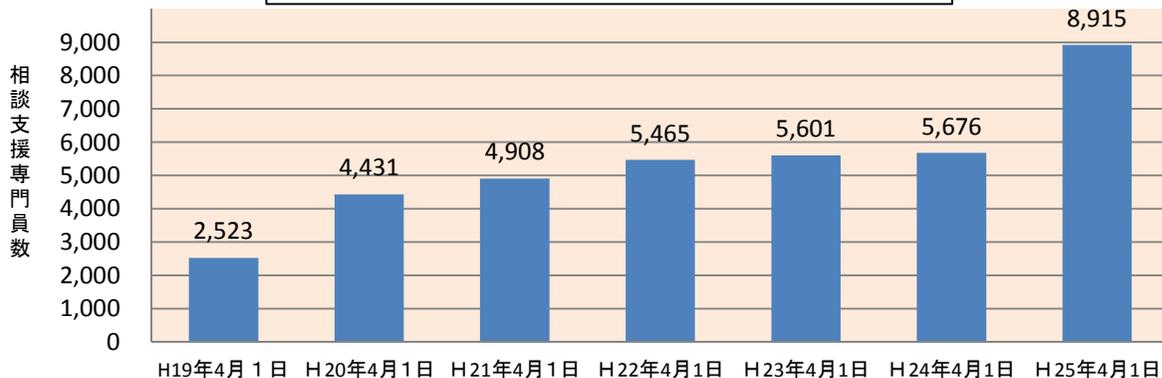


※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上  
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。  
 ※指定一般相談支援事業の指定のみを受けている場合は、「調査結果(都道府県)」に掲載。

## 指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されているピアカウンセラーの人数



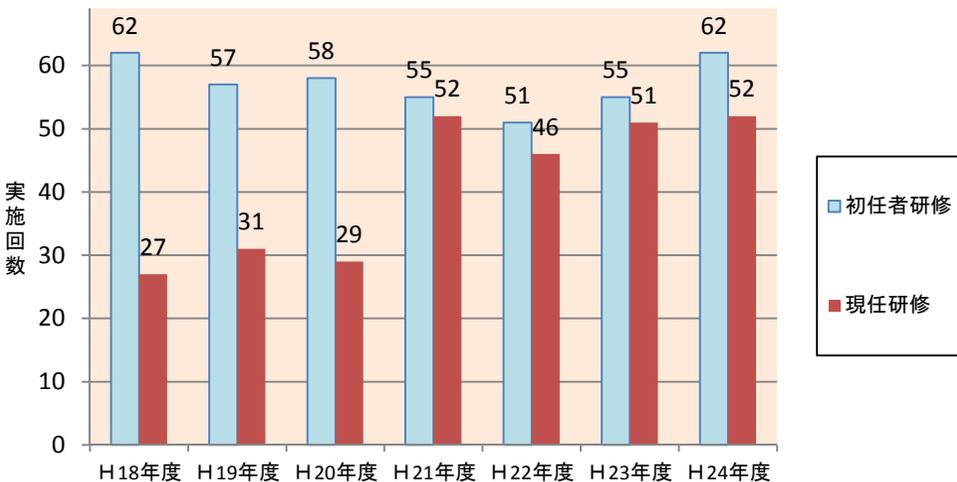
## 指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数(経年比)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。  
 ※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。  
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

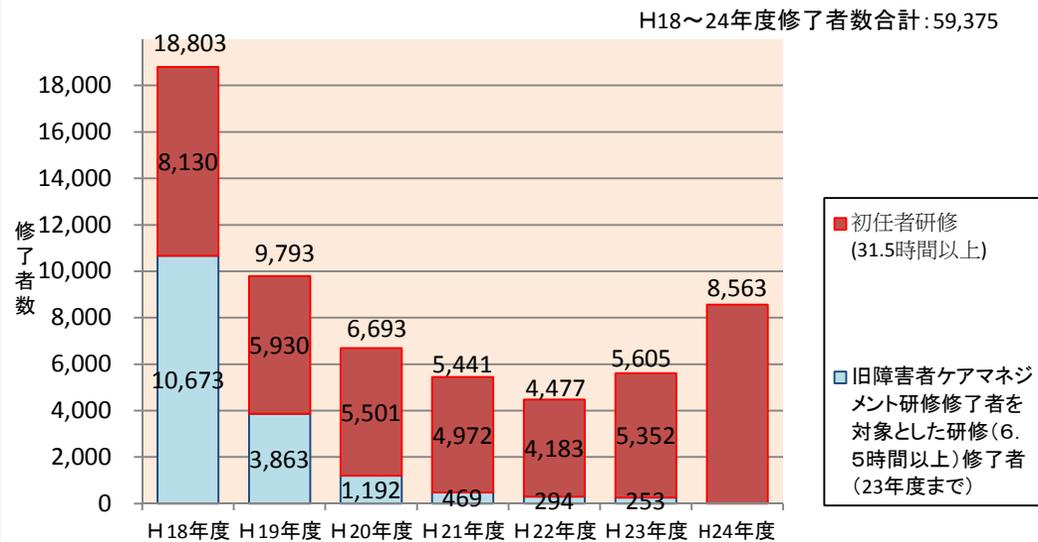
# 相談支援従事者研修について(24年度現在)

## 相談支援従事者研修の実施回数(経年比較)



※H22年度の実施回数は、被災3県を除くデータ。

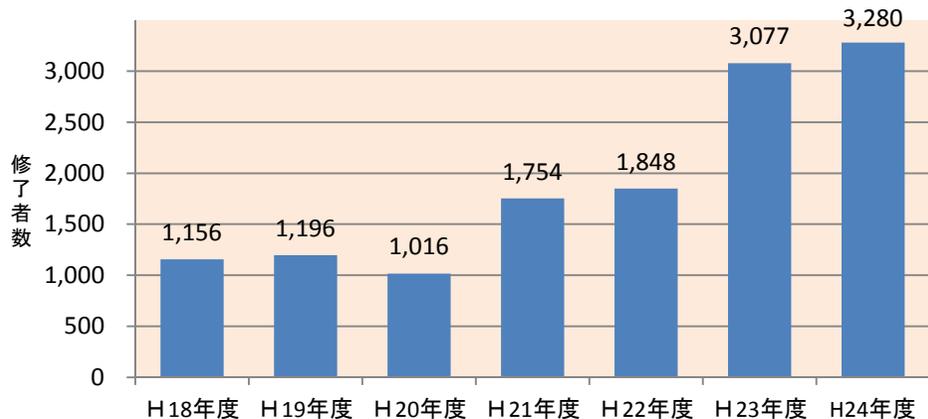
## 相談支援従事者初任者研修の修了者数(経年比較)



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

## 相談支援従事者現任研修の修了者数(経年比較)

H18～24年度修了者数合計: 13,327



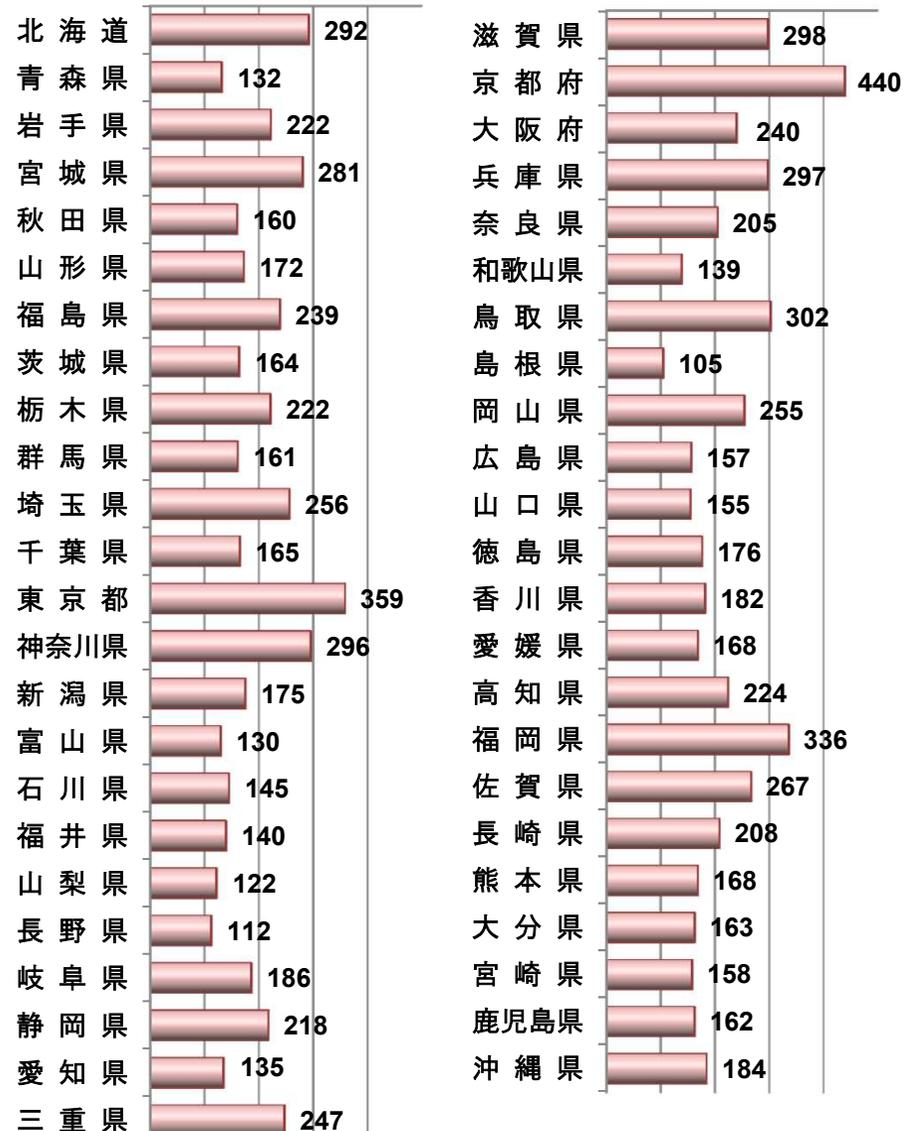
※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

# 計画相談支援の提供体制状況について (25.7)

## ○相談支援事業所・障害福祉サービス利用者数

都道府県	計画相談事業所数	障害福祉サービス利用者数	都道府県	計画相談事業所数	障害福祉サービス利用者数
北海道	150	43,796	滋賀県	26	7,740
青森県	74	9,754	京都府	35	15,386
岩手県	41	9,105	大阪府	212	50,899
宮城県	43	12,062	兵庫県	97	28,816
秋田県	43	6,879	奈良県	36	7,384
山形県	38	6,552	和歌山県	49	6,810
福島県	44	10,503	鳥取県	17	5,139
茨城県	78	12,784	島根県	59	6,179
栃木県	44	9,752	岡山県	44	11,203
群馬県	56	9,023	広島県	98	15,349
埼玉県	101	25,873	山口県	54	8,381
千葉県	136	22,425	徳島県	33	5,822
東京都	167	59,880	香川県	28	5,089
神奈川県	124	36,659	愛媛県	55	9,266
新潟県	72	12,627	高知県	24	5,383
富山県	42	5,443	福岡県	89	29,909
石川県	46	6,680	佐賀県	21	5,599
福井県	40	5,580	長崎県	53	11,042
山梨県	39	4,767	熊本県	73	12,294
長野県	110	12,332	大分県	54	8,782
岐阜県	51	9,500	宮崎県	46	7,259
静岡県	78	16,970	鹿児島県	77	12,496
愛知県	231	31,169	沖縄県	60	11,060
三重県	37	9,143	合計	3,225	676,545

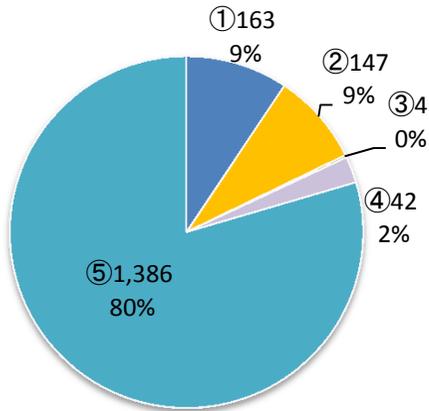
## ○現体制で1事業所が提供する必要のある対象者数



# 基幹相談支援センターについて(25年4月1日現在)

## 基幹相談支援センターの設置状況

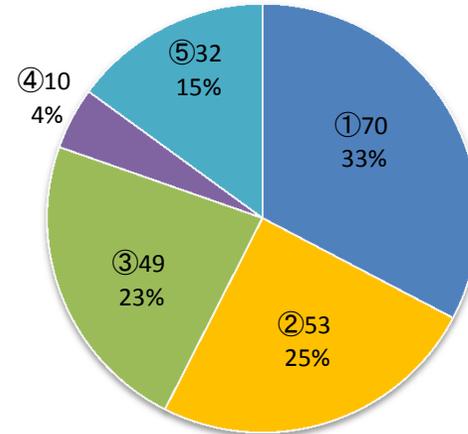
市町村数:1,742



- ①市町村単独で設置
- ②複数市町村共同で設置
- ③市町村単独+複数市町村共同で設置
- ④平成25年度中に設置予定
- ⑤平成25年度においては設置予定はない

## 窓口の設置場所

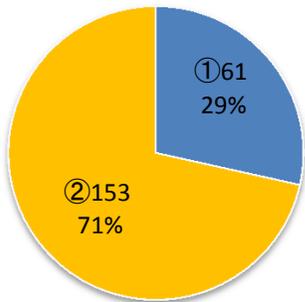
設置箇所数:214



- ①市町村役所
- ②公共施設
- ③障害福祉サービス事業所内
- ④障害者支援施設
- ⑤その他

## 基幹相談支援センターの設置方法

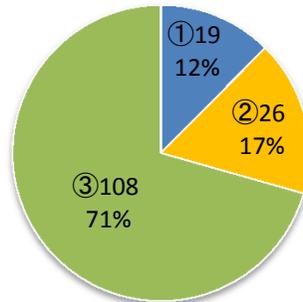
設置箇所数:214



- ①直営で設置
- ②指定相談支援事業所に委託

## 委託により設置する場合の委託先の相談支援に係る指定状況

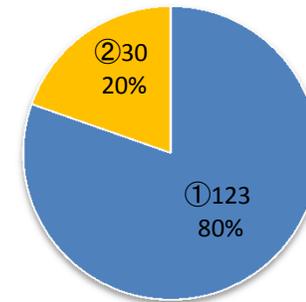
委託により設置している箇所数:153



- ①一般相談支援事業所の指定あり
- ②特定相談支援事業所の指定あり
- ③一般+特定相談支援事業所の指定あり

## 委託により設置する場合の障害者相談支援事業の委託状況

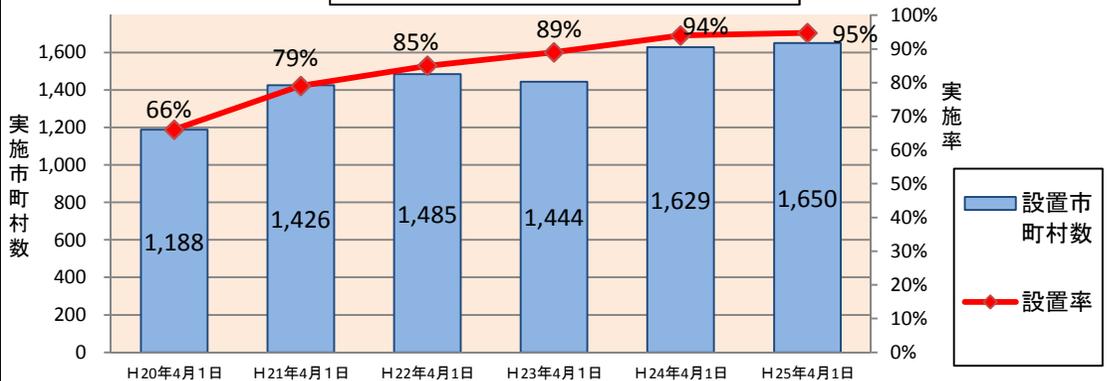
委託により設置している箇所数:153



- ①委託あり
- ②委託なし

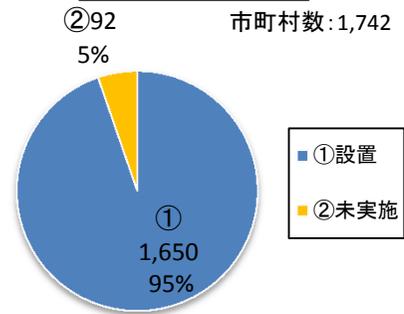
# 市町村自立支援協議会について(25年4月1日現在)

## 自立支援協議会の設置状況(経年比較)

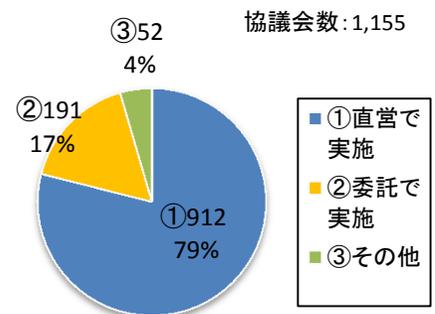


※平成23年4月1日以前の設置状況は、地域自立支援協議会の設置状況。  
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。

## 自立支援協議会の設置状況

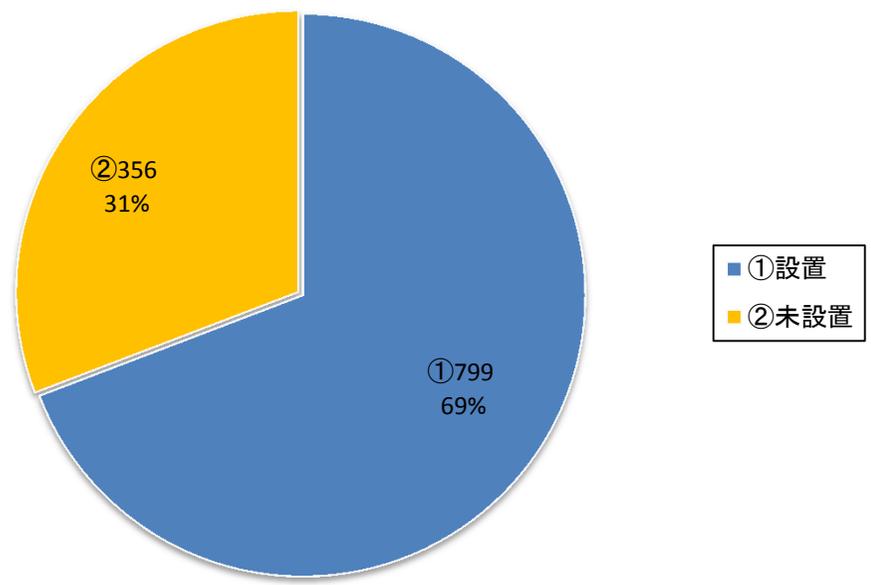


## 自立支援協議会の事務局の運営方法



## 自立支援協議会の専門部会の設置状況

協議会数: 1,155



## 専門部会を課題別に設置している場合の課題の種類

課題別の専門部会設置協議会数: 738

